

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 21 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24330020

研究課題名(和文) 刑事責任能力の具体的判断枠組みと精神鑑定のあり方に関する学際的研究

研究課題名(英文) Interdisciplinary studies on the framework of the judicial judgement of doli capax and the content of the psychiatric examinations

研究代表者

安田 拓人 (YASUDA, Takuto)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：10293333

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 8,800,000円

研究成果の概要(和文)：本共同研究では、刑事法学者・司法精神医学者・刑事裁判官の密接な意見交換により、裁判員裁判制度の導入を契機とした、精神鑑定のありようの見直し、これを踏まえた責任能力判断のあり方を見直しを念頭に置きながら、精神鑑定で報告されるべき内容、および、これを踏まえた責任能力判断のための判断枠組みを提言した。

前者については、当該精神症状が犯状に及ぼした影響に関する機序の説明が中心となるべきこと、後者については、正常と異常の力比べモデルによる司法研究・最高裁平成21年決定の枠組みを基本的に妥当としつつ、他行為可能性に基づく責任論の立場から、理論的な基礎付けを試みた。

研究成果の概要(英文)：We demonstrated that the content of the psychiatric examinations should be restricted to the field of psychiatry by reassessing the position of the examinations in the judicial forensic code of legal procedure. The content of it include analysis on the mechanism of the corresponding psychiatric symptoms which induced the corresponding crimes.

Forensic, normative judgement of doli capax will be made on this analysis whether or not the person could have suppressed impetus to commit corresponding crime with normal mental functions.

研究分野：刑法

キーワード：責任能力 心神喪失 心神耗弱 精神の障害 精神鑑定 司法精神医学

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、従来、責任能力の研究に取り組み、すでに2006年に、その成果を研究書『刑事責任能力の本質とその判断』(弘文堂)として公刊しているが、これはなお基本的な責任能力判断の枠組みを提示するにとどまっており、今後さらに、個々の精神障害に関する具体的検討を行い、具体的帰結を明らかにすることが課題として残されていた。

また、裁判員制度の導入に伴い、責任能力を典型とする難解な法律概念を、その本来に意味するところに立ち返って説明し、裁判員に判断対象を明確に示すことが求められており、そのために、各法律概念につき、判例理論を前提としたうえで、個々の事案の解決のために重要なポイントを整理し直す作業が、研究分担者の酒巻も参加した司法研究として行われていた。そこでは、判例の立場が、診断名から一定の結論を導くものではなく、幻覚・妄想を典型とした病的症状が犯行に及ぼした影響を、様々な具体的事情を考慮しながら、個別具体的に見極めようとするものだと捉えられたうえ、このような判例理解を前提として、統合失調症者の犯行が妄想に直接支配されていたかが問題となる事案を念頭に置いて、「精神障害のためにその犯罪を犯したのか、もともとの人格に基づく判断によって犯したのか」という視点からの検討が提言されている。そして、司法研究の提言する判断手法は、最高裁平成21年12月8日決定(刑集63巻11号2829頁)に是認されたことにより、判例法に組み込まれたのである。しかし、司法研究の提言は、かなり抽象度の高い大枠を示すものにすぎず、統合失調症者の犯行が妄想に直接支配されたかが問題となる事案以外の事案については開かれたものとなっており、精神障害の類型ごとに重要な考慮要素が異なりうることからすれば、さらなる検討の必要性は明らかであった。

他方、司法精神医学の側でも、これと呼応する動きが出てきている。すなわち、司法精神医学は、精神症状が具体的な犯行に及ぼした影響につき報告することはできないから、診断名から責任能力に関する結論をダイレクトに導くべきだという不可知論が退潮し、代わって、司法精神医学は、精神症状が具体的な犯行に及ぼした影響につき報告することができるとする可知論的立場が有力化していた。このことにより、幻覚・妄想を典型とした病的症状が犯行に及ぼした影響を個別具体的に見極める判例の立場を前提としてなお、刑事法学と司法精神医学の突りある対話が可能となる学問的前提状況が生まれたのである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、刑事法学者と精神医学者の緊密な連携のもと、精神障害の類型ごとに、責任能力の具体的な判断基準、ならびに、これを支える精神鑑定のあり方(とくに報告す

べき内容)を解明しようとするものであり、刑事法学の側からの責任能力の本質および精神鑑定の位置づけに関する分析と、精神医学の側からの各精神障害が犯行に及ぼす影響の分析を総合することにより、従来いわば「ブラックボックス」となっていた責任能力の判断を、刑事法学・精神医学的に確かな基盤に基づき、しかも追試可能なものとするための理論的視座を獲得し、さらには具体的な判断枠組みを提言することにあった。

3. 研究の方法

本共同研究では、研究代表者・研究分担者及び研究協力者である裁判官(及び同職の紹介による複数の裁判官)との共同研究会を定期的に開催し、具体的な裁判例を素材として、問題となる精神症状、それが犯行に及ぼす影響に関する機序、それを踏まえた責任能力判断のあり方につき、精神医学、刑事法学の双方からの理論的アプローチと裁判実務家としての視点を複合・総合させる形で研究を進めることをメインに据えた。

最初は、統合失調症等の中核的な精神病を取りあげて検討を行い、とりわけ幻覚・妄想の影響が犯行に及ぼした影響が問題となる場合に関する機序の説明、および、これを踏まえた責任能力判断のあり方を検討したが、このような場合は病的症状が責任能力に影響を及ぼすことに広く見解の一致があるため、徐々に検討対象を、こうした見解の一致がない障害に移し、本課題研究期間中に裁判例で問題となり始めていた広汎性発達障害および摂食障害に関する裁判例を特に取りあげ、集中的な検討を行った。

その過程では、諸外国におけるコアな精神病でない場合に関する責任能力判断の実際を詳細に調べ上げ、比較検討の素材とした。認められた研究予算上の制約等から共同研究者一同揃っての海外調査は行わず、初年度において安田が個人でドイツ・スイスを訪れ、ドイツ・スイス及びオーストリアの限定責任能力制度、自招一時的精神障害の扱い、責任能力と量刑の関係等につき調査研究を行うにとどめた。

4. 研究成果

(1) 本共同研究は、裁判員裁判制度の導入に伴う、精神鑑定のあり方の見直しとこれを踏まえた責任能力の判断枠組みの具体化が進んでいる実務の状況と不即不離の関係にあるものである。

従来の刑事裁判における精神鑑定において特徴的なことは、詳細かつ大部な鑑定書という書面で提出され、それが証拠として取り調べられていたこと、鑑定事項が犯行時における精神障害の有無・程度、責任能力(認識・制御能力)の有無・程度といったものになっており、鑑定人がしばしば心神喪失・耗弱という法的概念を用いて回答をしていたことであるが、これらはいずれも裁判員裁判

における精神鑑定として維持できるものでなく、改善の必要があることは明らかであった。

翻って考えれば、鑑定は、裁判所の知識経験の不足を補給するために専門家に法則やそれに基づく判断等を求めるもの（最判昭28・2・19刑集7巻2号305頁）であるところ、認識・制御能力の有無・程度の判断は心神喪失・耗弱に該当するかの法的判断で、専ら裁判所に委ねられるべき問題である（最決昭和58・9・13刑集232号95頁）から、そうした法的判断につき「素人」である鑑定人が言及することはむしろ越権的であって妥当でない。それゆえ、精神鑑定の報告内容が精神医学の「本分」に限定されるべきことは当然であり、その内容は、（司法研究が提言し、最高裁平成21年12月8日決定・刑集63巻11号2829頁も言うように）精神障害が被告人の「行為」にどう影響したのかという機序に限定されるべきである。言い換えれば、精神機能や精神症状（正常な部分を含む）が事件にどのように影響したのかを具体的な物語として描き出すことが求められる。

このような内容を刑事法学の側から述べたものが後掲〔雑誌論文〕であり、精神医学の側から鑑定を行う際の工程表として構造化したのがである。その際にはドイツの状況に関するも大きく貢献している。また、刑事手続法研究者である研究分担者・酒巻および参加した刑事裁判官の共同研究会席上での有益な意見がこれら業績に反映されており、これらはまさしく本共同研究の成果と言ってよい。

なお共同研究において出された問題意識から出た副産物として、後掲〔雑誌論文〕がある。これは裁判員裁判制度が始まって以来、いわゆる囑託鑑定が増加しているところ、その中に本来不要な「念のため」鑑定が含まれている可能性があり、その抑制ができないかを、鑑定実施の要件を明文で定めたスイス刑法の状況を参考に分析したものであり、海外調査の重要な成果であり、研究者のみならず実務家にも広く参照されている。

(2) 責任能力判断については、比較的最近の最高裁判例においても、最高裁平成20年4月25日判決・刑集62巻5号1559頁は、「生物学的要素である精神障害の有無及び程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度」については「その診断が臨床精神医学の本分である」ことから「その意見を十分尊重して認定すべき」だとし、裁判所による責任能力判断が責任能力に関する意見も含めた精神鑑定の信用性判断に尽きるかのような判示を行っている一方で、最高裁平成21年12月8日決定・刑集63巻11号2829頁は、責任能力判断が法律判断であることを強調する判示を行っている。

後掲〔雑誌論文〕は、この点につき検討を加え、以下のような結論を導いたものである。

最高裁平成21年決定は、最高裁昭和58年9月13日決定・集刑232号95頁および総合的判断による規範的判断の枠組みを述べる最高裁昭和59年7月3日決定・刑集38巻8号2783頁が基本であることを強調したものである。それゆえ、最判平成20年は、最決昭和58年が鑑定が認めた幻聴の存在を否定したもので、鑑定人の能力・公正さに疑問がある場合、鑑定資料の不備ないし裁判所の認定事実との食い違いなど鑑定の前提条件に問題がある場合など、一般に鑑定が排斥されるべきことに争いが無い場合を超えて広く裁判所が独自に判断する余地を肯定していた拡張的傾向を封じたものであるとの限定的な意義が認められることになる。

最高裁昭和59年決定は、「被告人の犯行当時の病状、犯行前の生活状態、犯行の動機・態様等を総合して判定すべきである」としており、本決定も前半部分でこの総合的判断方法を確認している。こうした判断方法は、責任能力を構成する認識能力・制御能力を直接判断することの困難さゆえに、そうした事情から認識・制御に関わる正常な精神機能の存在を推論し、これを踏まえて法的・規範的な能力評価を行うためのものであると考えられる。

また、司法研究は、統合失調症の事案で犯行が妄想に直接支配されていたかが責任能力判断のポイントとなる場合を想定して、精神障害のためにその犯罪を犯したのか、もともとの人格に基づく判断によって犯したのかという視点からの検討を提言していたが、最高裁平成21年決定は、この提言の判断方法を基本的に是認し、判例法に組み入れたものと理解できる。

さらに、最高裁平成21年決定は、「犯行当時の病状、幻覚妄想の内容、被告人の本件犯行前後の言動や犯行動機、従前の生活状態から推認される被告人の人格傾向等を総合考慮して」そうした判断方法により判断すべきだとしており、最高裁昭和59年決定の打ち出した総合判断が、病的症状による犯行の直接支配の有無、ひいては、責任能力の有無・程度を法的・規範的に判断するためのものだという論理関係を最高裁として初めて示した点においても重要な意義が認められる。

なお、その後、最高裁平成20年判決を確認する一方で、これに距離を置き、責任能力が法律判断であることを強調する最高裁平成21年決定にはまったく言及がない最高裁平成27年5月25日判決が出されたが、最高裁平成20年判決と平成21年決定は実は対立するものではないと解すべきである。

最高裁平成20年判決の調査官解説（前田巖・最判解平成20年度刑事篇361頁以下）でも、前掲の「これが心理学的要素に与えた影響の有無及び程度」には、生物学的要素である精神障害の有無・程度並びにこれが心理学的要素に与えた影響の有無・程度に関する診断・報告のみが含まれ、心理学的要素

である弁識能力・制御能力の有無・程度に関する判断・報告、完全責任能力/心神耗弱/心神喪失という結論的意見は、臨床精神医学の本分ではないため含まれないものとされており、最高裁平成 27 年判決も、実際にはこのレベルで結論を導いている。

とはいえ、裁判員裁判のプラクティスを見ると、最高裁平成 20 年判決を誤解し、精神医学者の示す（ないし）の判断をも尊重すべきだとの前提に立つかのような運用も見られるため、最高裁平成 27 年判決のもつ、このような誤解を再度誘発するおそれを封じ、法的判断としての責任能力判断の枠組みが確実に確保されるべきである。

(3) このような理解のもと、他行為可能性に基づく責任非難を基礎づける本質的要素として責任能力を位置づける立場から、責任能力の具体的判断がどのようになされるべきかについては、共同研究会における意見交換を重ねることにより、後掲〔雑誌論文〕

へと理論的深化を図った。

(4) 具体的な精神障害ごとの分析に際しては、広汎性発達障害については、2012 年 9 月 18 日に東京高裁内で開催した共同研究会において安田において判例研究を行い、摂食障害については本研究期間最終年度に集中的に取り組み、刑事法、司法精神医学、刑事裁判実務それぞれの知見を持ち寄る中で、同障害にみられる精神症状をもってしては基本的には認識・制御機能に著しい影響を及ぼすような事態は生じないとの、理論的にも実務上も重要な意義をもつ検討結果がまとまった。このうち摂食障害の責任能力に及ぼす影響については、安田拓人「責任能力の意義」法学教室 430 号（2016 年）掲載予定（初校終了）に、その成果を公表予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 23 件)

安田拓人、故意・責任能力について、刑法雑誌 55 巻 2 号、2016 年、査読無し、145～157 頁

安田拓人、判批(責任能力の具体的判断)、判例セレクト 2015 (法学教室 425 号別冊)、2016 年、査読無し、28 頁

安田拓人、責任能力と精神鑑定をめぐる諸問題、司法研修所論集 123 号、2014 年、査読無し、174～203 頁

安田拓人、町野教授の責任能力論について、岩瀬徹ほか編『刑事法・医事法の新たな展開・上巻・町野朔先生古稀記念』(信山社) 2014 年、査読無し、185～210 頁

安田拓人・大庭沙織・箭野章五郎・水留正流、故意と責任能力、刑事法ジャーナル 41 号、2014 年、査読無し、68～98 頁

岡田幸之、刑事責任能力判断と裁判員裁判、法律のひろば 67 巻 4 号、2014 年、査読無し、41～47 頁

安田拓人、責任能力論の到達点となお解決

されるべき課題について、川端博ほか編『理論刑法学の探究』(成文堂) 2013 年、査読無し、1～28 頁

安田拓人、裁判員裁判と鑑定、井上正仁ほか編『刑事訴訟法の争点』(有斐閣) 2013 年、査読無し、208～209 頁

安田拓人、裁判員裁判と精神鑑定、研修 780 号、2013 年、3～14 頁

岡田幸之、精神鑑定の実際 鑑定人が直面する難問とその解決のヒント、日本社会精神医学学会雑誌 22 巻 3 号、2013 年、査読無し、287～293 頁

岡田幸之、責任能力判断の構造と着眼点：8 ステップと 7 つの着眼点、精神神経学雑誌 115 巻 10 号、2013 年、査読無し、1064～1070 頁

安田拓人、ドイツにおける「責任能力鑑定」に対するミニマム要求、法と精神医療 27 号、2012 年、査読無し、106～124 頁

岡田幸之、責任能力判断の構造、論究ジュリスト 2 巻 1 号、2012 年、査読無し、103 頁

〔学会発表〕(計 10 件)

安藤久美子、裁判員制度と精神鑑定 法曹三者・マスコミ報道との対話、日本精神神経学会学術総会、2014 年 6 月 27 日、パシフィコ横浜(横浜市)

岡田幸之、精神鑑定の科学化を目指して、日本精神神経学会学術総会、2013 年 5 月 24 日、福岡国際会議場(福岡市)

安藤久美子、裁判員制度と精神鑑定、日本精神神経学会学術総会、2013 年 5 月 24 日、福岡国際会議場(福岡市)

安藤久美子、裁判員裁判における精神鑑定の役割と実際、日本司法精神医学会大会、2013 年 5 月 31 日、一橋講堂(東京都千代田区)

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

該当なし

〔その他〕

研究分担者の安藤が所属し、研究代表者の安田及び研究分担者の岡田が客員研究員を務める国立研究開発法人・国立精神・神経医療研究センター・精神保健研究所・司法精神医学研究部では以下の URL で研究成果を発信している。

<http://www.ncnp.go.jp/nimh/shihou/index.html>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

安田 拓人 (YASUDA, Takuto)

京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号： 10293333

(2)研究分担者

岡田 幸之 (OKADA, Takayuki)
東京医科歯科大学・大学院医歯学総合研究
科・教授
研究者番号：40282769

安藤 久美子 (ANDO, Kumiko)
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究
センター・センター病院 司法精神医療研
究センター 医療研究開発室・室長
研究者番号：40510384

酒巻 匡 (SAKAMAKI, Tadashi)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号：50143350

(3)連携研究者

該当無し

そのほか、個々の氏名は記さないが、研究
協力者として刑事事件に携わる相当数の
裁判官から裁判例の提供及び実務家の観
点からの有益な意見を頂戴した。